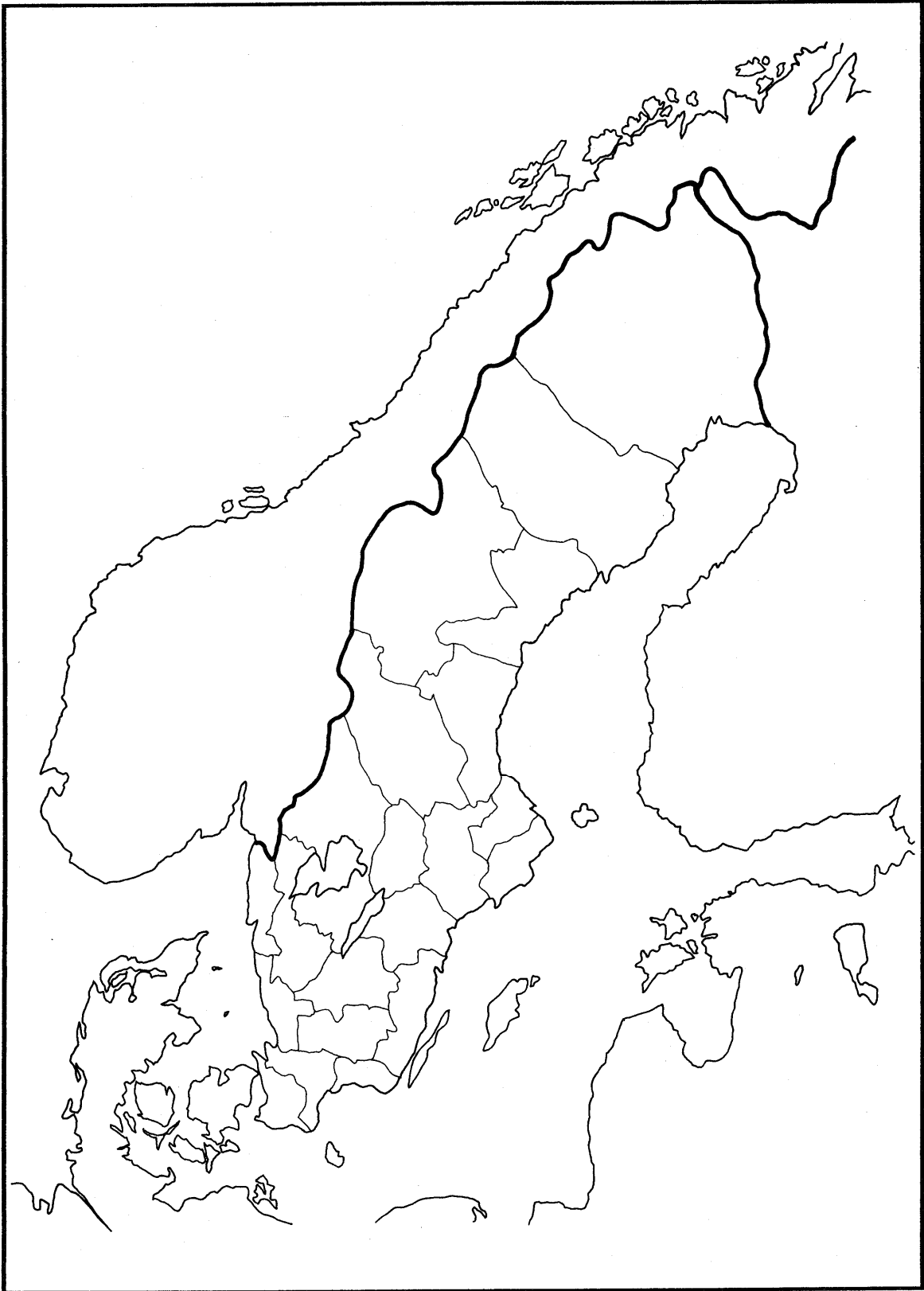


図2-3-1 スウェーデン全図



第3節 スウェーデン

1. 地方行政制度の概要

(1) 地方行政制度の構造

スウェーデン（図2-3-1）における地方制度は、県（Län）と市町村（Kommun）の2層からなる（図2-3-2）。例外としてイエーテボリ（Göteborg）、マルメ（Malmö）の各都市及びゴットランド島（Gotland）では1層制であり、首都ストックホルムでは特別な首都行政制度が設けられている。その他、市町村より小規模な区域として教区（Församling）があり、墓地の管理などの宗教関係の事務のみを行っている。

県は広域的な地方自治行政の単位であるが、一方、国の行政単位でもある。両者の行政区画は原則的に一致しているため混同されやすいが、地方自治行政は県議会（Landsting）、国家行政は県知事（Landshövding）が行うことになっている（図2-3-3）。

(2) 地方行政単位の組織及び役割

① 県（地方自治行政単位）

地方自治行政単位としての県は、主に保険、医療、救急、文化、農林などの分野を担当している。そのなかでも、保険、医療に関わる行政が歳出総額の6～7割を占めている。

公選による県議会があり、日常の行政は、議員を中心として構成される県議会理事会及び各常任委員会などにより行われている。

② 市町村

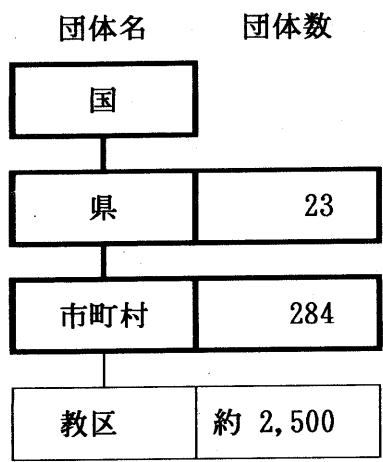
市町村の人口規模は平均3万人程度であり、全国的にかなり平準化されている。市町村は教育、社会福祉、地域計画とそれに基づく住宅・道路等の建設、公衆衛生、消防などの事務を行っている。その他、市町村は図書館、レクリエーション施設、電気、ガス、水道、輸送、港湾などを任意に整備することができる。

公選による市町村議会があり、日常の行政は、議員を中心として構成される市町村理事会及び各常任委員会などにより行われている。

③ 県（国家行政単位）

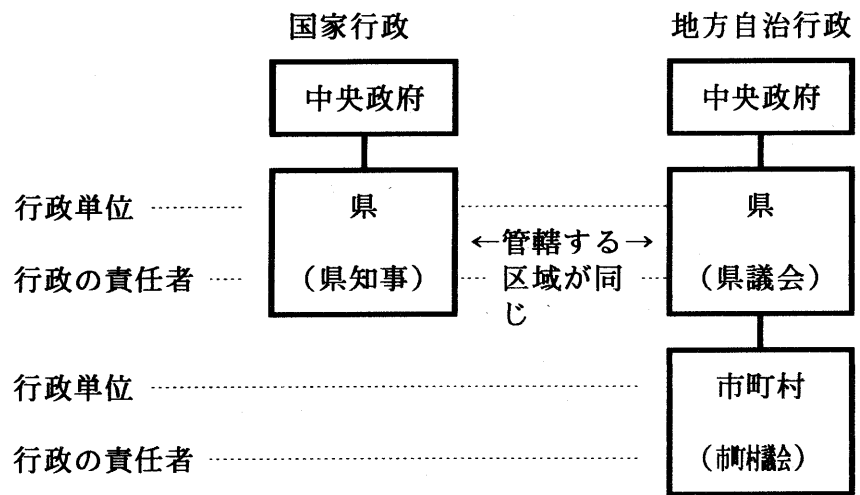
国の行政単位としての県は、警察行政、租税の賦課徴収、地方自治行政に対する指揮監督を行う。県における国の機関としての責任者は県知事であり、中央政府による任命である。県知事を補佐する組織として県理事会、行政を実行する組織として県行政委員

図2-3-2 スウェーデンの地方自治体数 (1992年9月)



注1 イェーテボリ、マルメ、及びゴットランドについては1層制。
 注2 首都ストックホルムについては特別な首都行政制度が設けられている。

図2-3-3 スウェーデンの行政機構 (1991年4月)



会が置かれている。

2. 地方行政制度の沿革

従来、スウェーデンの地方自治組織としては、農村部の教会の区画であるソッケン（Socken）と中世以来の自治の伝統のある都市（Stad）などの他、国の行政単位としての県（Län）があった。19世紀に入ると、憲法制定、地方制度の確立などにより、徐々に制度の改革が行われ、国家行政単位としての県とは別に地方行政単位としての県が広域行政単位として創設された。

19世紀から20世紀中頃にかけて、全国では農村人口が8割程度から3割強へ激減したのに伴い、1951年には人口、税収面での均等化を目指す大規模な市町村合併が行われた（第一次市町村合併）。これにより、市町村数は約1/3の800程度となった。しかし、その後も人口の都市部への移動は止まらず、1962年から1974年にかけて、居住地と勤務地とを包含する市町村の形成を目標とした市町村合併が暫時行われた（第二次市町村合併）。これにより市町村数は278にまで減少し、地域格差はほぼ解消したと言われる。

1960年代から1970年代にかけての財政基盤の安定等を目的とした市町村合併が一段落すると、合併により地方議会議員の絶対数が減少したため、政治家と市民との距離が広がり、市民の声が行政に反映されにくくなったとの批判が全国的に起きるようになった。そこで、この批判に対する対応策が検討され、従来は自治体の種類によって別々であった地方自治に関する法律が1977年に一本化され、新たな地方自治法が制定された。これにより、○地方議会の権限強化、○地方行政の透明化、○市民への情報公開などが行われた。

その他、土地利用や地域計画に関して、国と地方自治体、県と市町村などの協力を促進させる改革が行われた。一方、このような民主化を求める背景に加えて、スウェーデンでは福祉行政の事務が大幅に増大し、国・地方自治体ともに行政の効率化を進めるために地方行政制度を合理化することの必要性が論議され、この結果、1980年代に入ると「フリーコミューンの実験」という地方自治改革の新たな試みがなされた。この実験の詳細については第1章第3節で記述したとおりである。